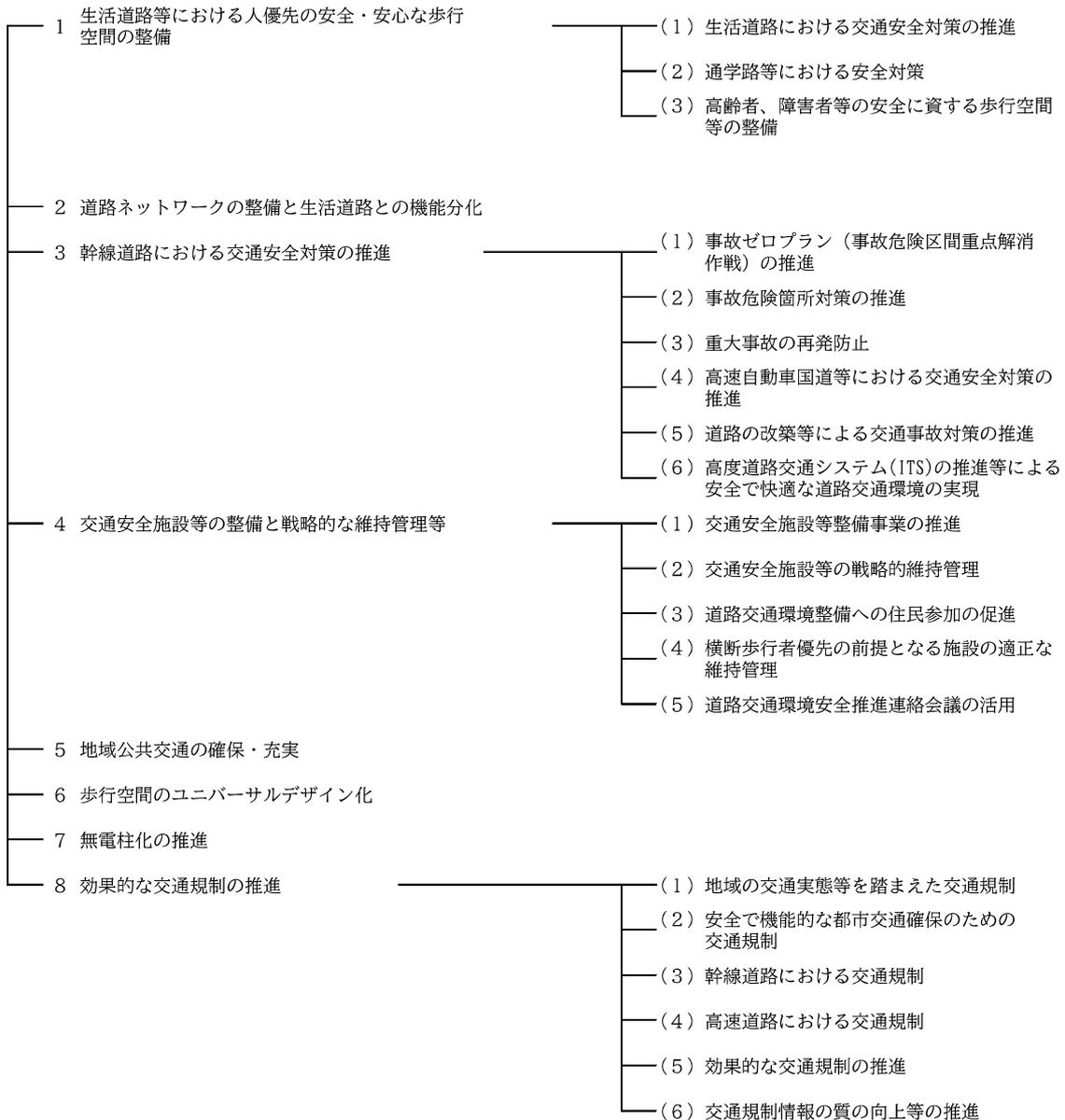
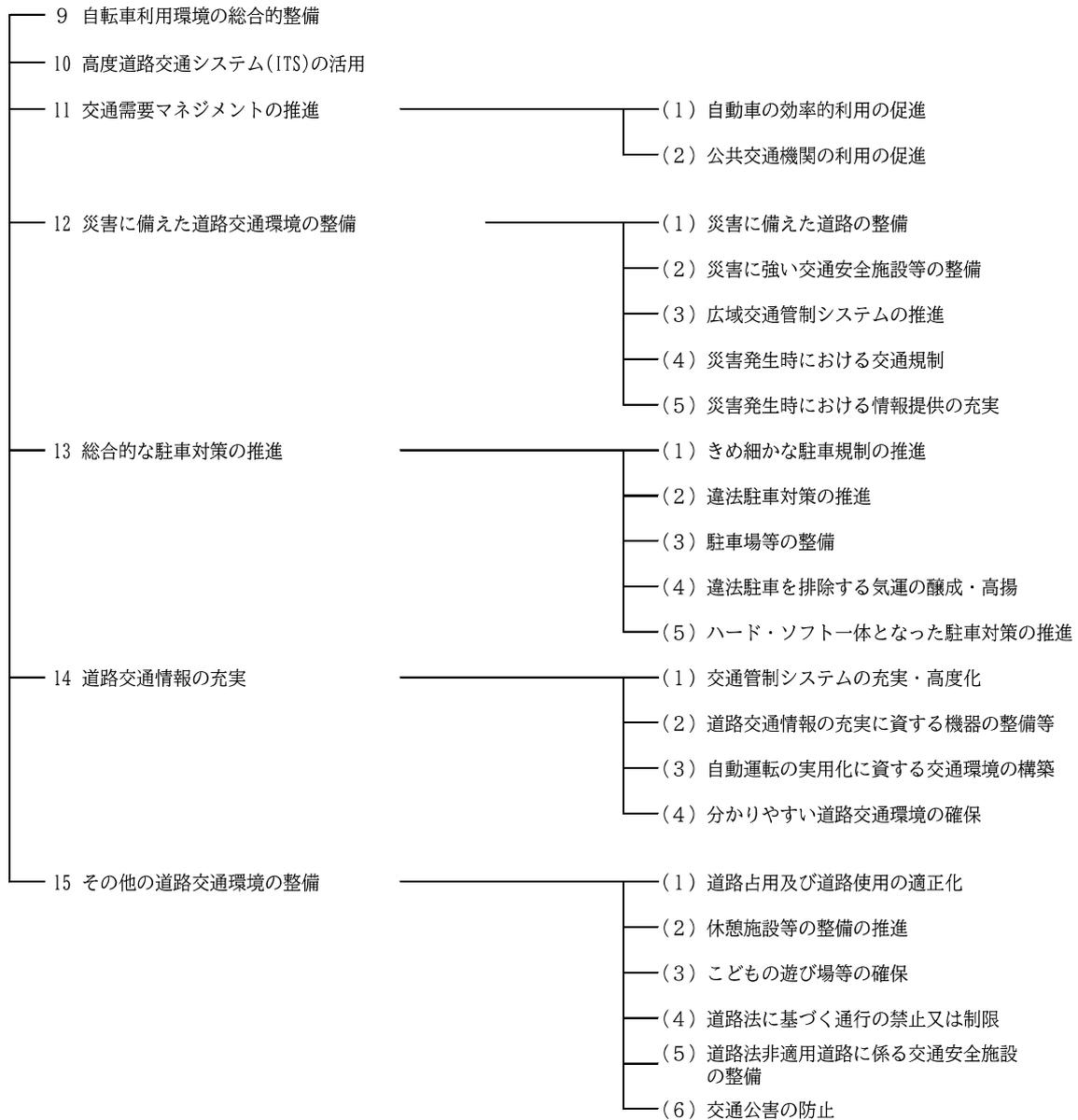


第1章 道路交通環境の整備

《施策の体系》





第1章 道路交通環境の整備

本県の交通死亡事故は近年下げ止まりとなっており、交通事故死者を状態別で見ると、歩行者が最も多く、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策を更に強化する必要があります。

また、近年、自転車は排気ガスや騒音を出さない環境にやさしい交通手段として見直されつつあるとともに、健康志向の高まりを背景にその利用ニーズが増加しています。このため、特に交通の安全を確保する必要がある道路において、自動車、自転車、歩行者等の異種交通が分離された安全な道路交通環境の整備を推進します。

1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

(1) 生活道路における交通安全対策の推進

関係機関	県県土整備部、県警察本部
------	--------------

交通事故分析データや、地域の意見や要望等に基づき抽出した交通事故の多いエリアにおいては、道路管理者及び公安委員会が連携して、歩行者等の安全確保や通過交通の排除及び最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制、ハンプや狭さくといった物理的デバイスを組み合わせた「ゾーン 30 プラス」対策等に取り組み、子どもや高齢者等が安心して通行できる道路空間等の整備を推進します。

また、自動車と歩行者の交通事故を抑止するため、令和 8 年 9 月から生活道路の法定速度が 30 キロメートル毎時に引き下げられることとなったため、これに関する広報啓発を実施するなど、制度の円滑な施行を図ります。

さらに、スマートフォン等の Bluetooth を活用して、歩行者用信号の情報を送信するなど、歩行者等支援情報通信システム（以下、「高度化 PICS (Pedestrian Information and Communication Systems)」という。）の整備を推進して、高齢者、障害者等の安全な移動を支援します。

(2) 通学路等における安全対策

関係機関	関東地方整備局、県福祉部、県県土整備部、県警察本部
------	---------------------------

通園・通学路や未就学児が日常的に利用する経路を中心に、子どもが日常的に集団で移動する経路の安全を確保するため、歩道やガードレール等の交通安全施設の整備を推進します。

また、保護者や学校関係者による通学路安全総点検を実施し、通学実態に沿った特定小型原動機付自転車・自転車及び歩行者用道路の交通規制の新設、見直しを図るとともに、歩行者用灯器の整備、横断歩道の拡充等、利用者の視点からの交通安全対策を推進します。

(3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

関係機関	関東地方整備局、県企画財政部、県福祉部、県県土整備部、 県警察本部
------	--------------------------------------

高齢者や障害者を含め全ての人々が安全に安心して参加・活動できる社会を実現するため、音響式信号機や歩車分離式信号等のバリアフリー対応型信号機、エスコートゾーンの整備を推進し、併せて信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進します。

また、「バリアフリー法」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき、駅や公共施設等重点整備地区の整備、歩道の段差改善等、バリアフリーに配慮した道路整備や適正な維持管理等を推進します。

特に、バリアフリー法で定められた特定道路等については、歩行空間のバリアフリー化を重点的かつ一体的に促進します。

2 道路ネットワークの整備と生活道路との機能分化

関係機関	関東地方整備局、県県土整備部、県都市整備部
------	-----------------------

市街地内の通過交通の排除と交通の効果的な分散により、交通事故の防止や交通渋滞の解消を図るため、バイパスや環状道路の整備を推進します。

また、安全で快適な交通を確保するため、狭隘な道路の改善や4車線化を推進します。

さらに、高速道路等の規格の高い道路の利用を促進するため、スマートインターチェンジの導入やインターチェンジへのアクセス道路の整備等を推進します。

加えて、幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化により、生活環境を向上させるため、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備を行うとともに、県公安委員会により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化し、ハンブ・狭さくや幹線道路との交差減少等による車両速度及び通過交通の抑制等の整備を総合的に実施します。

3 幹線道路における交通安全対策の推進

(1) 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進

関係機関	関東地方整備局、県県土整備部、県警察本部
------	----------------------

事故ゼロプランの実施に当たっては、効率的・効果的な実施に努め、死傷事故率の高い区間や地域の交通の実情を反映した区間等、事故の危険性が高い特定の区間を第三者の意見を参考に選定します。さらに、地域住民等に対し、事故危険区間についての広報を行うとともに、事故データにより、事故類型や事故要因等を明らかにした上で、効果の高い対策を立案します。また、対策完了後は、対策の効果を分析・評価し、必要に応じ追加対策を行う等、評価結果を基に新たな対策を実施します。

(2) 事故危険箇所対策の推進

関係機関	関東地方整備局、県県土整備部、県警察本部
------	----------------------

事故の発生割合の大きい幹線道路の区間等を事故危険箇所に指定し、公安委員会と道路管理者が連携して事故抑止対策を実施します。事故危険箇所においては、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良及び防護柵、区画線の設置、視線誘導標の設置等の対策を推進します。

(3) 重大事故の再発防止

関係機関	関東地方整備局、県県土整備部、県警察本部
------	----------------------

社会的影響の大きい重大事故が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図ります。

(4) 高速自動車国道等における交通安全対策の推進

関係機関	関東地方整備局
------	---------

高速自動車国道等においては、緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、渋滞区間における道路の拡幅等の改築事業、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図ります。

ア 交通安全施設の整備等

安全で円滑な自動車交通を確保するため、事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき箇所について、雨天、夜間等の事故要因の詳細な分析を行い、これに基づき中央分離帯

強化型防護柵、自発光式視線誘導標、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を重点的に実施するとともに、道路構造上往復に分離されていない非分離区間については、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するため、ワイヤロープの設置を推進します。

逆走及び歩行者、自転車等の立入り事案による重大事故防止のため、標識や路面標示等による対策の拡充に加え、産学官が連携した新しい技術として、錯視効果を応用した路面標示やセンサーによる検知・警告設備等の対策を実施するとともに、画像認識技術を活用した路車連携技術の開発等を推進します。

渋滞区間における追突事故防止を図るため、臨時情報板を含む情報板の効果的な活用を推進するほか、後尾警戒車等により渋滞最後尾付近の警戒を行います。

また、事故発生後の救助・救急活動を支援する緊急開口部の整備等も併せて実施するとともに、高速自動車国道等におけるヘリコプターによる救助・救急活動を支援します。

イ 渋滞区間における道路の拡幅等

過労運転やイライラ運転を防止し、安全で快適な自動車走行に資するより良い走行環境の確保を図るため、本線拡幅やインターチェンジの改良、事故や故障による停車車両の早期撤去等による渋滞対策、休憩施設の混雑解消等を推進します。

ウ 道路交通情報の提供

道路利用者の多様なニーズに応え、道路利用者へ適切な道路交通情報等を提供する道路交通情報通信システム(以下、「VICS(Vehicle Information and Communication System)という。」)及びETC2.0等の整備・拡充を図るとともに、渋滞の解消及び利用者サービスの向上を図るため、情報通信技術を活用して即時に道路交通情報の提供を行う利用者サービスの向上等を推進します。

(5) 道路の改築等による交通事故対策の推進

関係機関	関東地方整備局、県県土整備部
------	----------------

歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路の整備等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進します。

(6) 高度道路交通システム(ITS)の推進等による安全で快適な道路交通環境の実現

関係機関	県警察本部
------	-------

交通情報の収集・分析・提供や交通状況に即応した信号制御を行うため、交通管制システムの充実・改良を図ります。具体的には、交通管制システム中央装置の端末対応装置化を図るほか、高度化光ビーコン等最先端の情報通信技術を用いて新交通管理システム(以下、「UTMS (Universal Traffic Management Systems)」という。)を推進するとともに、情報収集・提供環境の拡充や自動運転技術の実用化に資する交通環境の構築等により、安全で快適な道路環境の実現を図ります。

4 交通安全施設等の整備と戦略的な維持管理等

(1) 交通安全施設等整備事業の推進

関係機関	関東地方整備局、県県土整備部、県警察本部
------	----------------------

ア 交通安全施設等整備事業の推進

交通の安全を確保する必要性が高い道路については、道路管理者及び公安委員会が連携し、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、交通環境を改善し、交通事故防止と交通の円滑化を図ります。

イ 交差点の整備

県内の交通事故の約半数が交差点及び交差点付近で発生していること、また右折帯のない交差点は交通渋滞の大きな要因となっていることから、右折帯を設置する等の交差点整備を重点的に実施します。

ウ 信号機の整備

道路の構造及び交通の実態等を勘案して、交通事故多発交差点、事故危険箇所等に信号機を設置するほか、既設の信号機については、信号灯器のLED化及び歩車分離式信号機の導入を推進します。

エ 道路標識等の整備

安全で快適な道路交通環境を確保するため、保守点検の徹底、適切な更新補修、整理統合により、「見やすく、分かりやすい」高輝度化標識等の整備をするとともに、道路環境に即した整理統合を図ります。

(2) 交通安全施設等の戦略的維持管理

関係機関	県警察本部
------	-------

整備後長期間が経過した信号機等の老朽化対策が課題となっていることから、平成27年に県において策定された「県有資産総合管理方針」等に即して、点検結果に基づく計画的な老朽施設の更新、不要な施設の撤去等を推進し、維持管理費の削減等を図ります。

(3) 道路交通環境整備への住民参加の促進

関係機関	関東地方整備局、県土整備部、県警察本部
------	---------------------

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を生かすことが重要であることから、道路利用者等が日常感じている意見を「標識BOX・信号機BOX」（はがき、インターネット等を利用して、運転者等から道路標識等に関する意見を受け付けるもの）、「道路損傷通報サービス」（道路の損傷をスマートフォンやパソコンで通報できるサービス）や「道の相談室」等を活用して道路交通環境の整備に反映します。

また、交通の安全は、住民の安全意識により支えられることから、安全で良好なコミュニティの形成を図るために、交通安全対策に関して住民が計画段階から実施全般にわたり積極的に参加できる仕組みをつくり、行政と住民の連携による交通安全対策を推進します。

(4) 横断歩行者優先の前提となる施設の適正な維持管理

関係機関	県警察本部
------	-------

横断歩行者優先の前提となる横断歩道の道路標識・道路標示が破損、滅失、褪色、摩耗等の理由によりその効用が損なわれないよう効率的かつ適切な管理を行います。

(5) 道路交通環境安全推進連絡会議の活用

関係機関	関東地方整備局、県民生活部、県土整備部、県警察本部
------	---------------------------

関係機関との緊密な連携の下、安全な道路交通環境の整備を推進し、県内の交通事故防止を図るために設置された「埼玉県道路交通環境安全推進連絡会議」を通じ、道路管理者と交通管理者が一体となった交通事故防止対策を推進します。

5 地域公共交通の確保・充実

関係機関	県企画財政部
------	--------

高齢者を始めとする地域住民の移手段の確保に向け、県内市町村における地域公共交通のマスタープラン（地域公共交通計画）策定を推進し、公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の輸送資源の総動員による持続可能な移手段の確保・充実を図る取組を推進します。

また、地域公共交通事業者にとって喫緊の課題である運転手確保について、地域公共交通の持続可能性の観点から、人材確保に係る取組を推進します。

6 歩行空間のユニバーサルデザイン化

関係機関	関東地方整備局、県企画財政部、県福祉部、県県土整備部、 県警察本部
------	--------------------------------------

高齢者や障害者を含め全ての人が安全に安心して参加・活動できる社会を実現するため、音響式信号機や歩車分離式信号等のバリアフリー対応型信号機、エスコートゾーンの整備を推進し、併せて信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進します。

また、「バリアフリー法」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき、駅や公共施設等重点整備地区の整備、歩道の段差改善等、バリアフリーに配慮した道路整備や適正な維持管理等を推進します。

特に、バリアフリー法で定められた特定道路等については、歩行空間のバリアフリー化を重点的かつ一体的に促進します。

7 無電柱化の推進

関係機関	関東地方整備局、県県土整備部
------	----------------

安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、電柱の倒壊による災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上等の観点や無電柱化推進計画に基づき、無電柱化の推進を図ります。

8 効果的な交通規制の推進

(1) 地域の交通実態等を踏まえた交通規制

関係機関	県警察本部
------	-------

地域の交通実態等を踏まえ、交通事情の変化を的確に把握して地域住民等の意見等を

踏まえた上で、総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図ります。

速度規制については、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、規制速度の引上げ、規制理由の周知措置等を計画的に推進するとともに、生活道路の速度抑制対策を積極的に推進します。

また、駐車規制については、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進します。

さらに、信号制御については、横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間が長い押しボタン式信号の改善を行うなど、信号表示の調整等の運用の改善を推進します。

(2) 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制

関係機関	県警察本部
------	-------

安全で機能的な都市交通を確保するため、計画的に都市部における交通規制の内容について点検・見直しを推進するとともに、都市交通に見合った交通流・量の配分・誘導を図ります。

また、路線バス等大量公共輸送機関の安全・優先通行を確保するための交通規制等を推進します。

(3) 幹線道路における交通規制

関係機関	県警察本部
------	-------

一般道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設等の整備状況、交通実態等を勘案し、速度規制等の交通規制について見直しを行い、その適正化を図ります。

(4) 高速道路における交通規制

関係機関	県警察本部
------	-------

新規供用の高速道路等については、道路構造、交通安全施設の整備状況等を勘案し、安全で円滑な交通を確保するため、適正な交通規制を実施します。

既供用の高速道路等については、交通流の変動、道路構造の改良状況、安全施設の整備状況、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制となるよう見直しを行います。

特に、交通事故多発区間においては、大型貨物自動車等の通行区分規制、速度規制等

の必要な安全対策を推進するとともに、交通事故、災害発生時等の交通障害発生時においては、その状況に即し、臨時交通規制を迅速かつ的確に実施し、二次事故の防止を図ります。

(5) 効果的な交通規制の推進

関係機関	県警察本部
------	-------

交通事故が多発する地域、路線においては、事故要因に即した効果的な交通規制を重点的に実施します。また、道路交通環境の変化等により、現場の交通規制と交通実態とがそぐわないと認められる場合は、交通規制の見直しを実施します。

(6) 交通規制情報の質の向上等の推進

関係機関	県警察本部
------	-------

公安委員会が行う交通規制情報のデータベース化を推進し、効果的な交通規制を推進する環境の整備を行います。

9 自転車利用環境の総合的整備

関係機関	関東地方整備局、県県民生活部、県県土整備部、県都市整備部
------	------------------------------

自転車活用推進計画に基づき、自転車交通量や市町村の自転車通行空間のネットワークを考慮し、既存の道路幅員を活用した自転車通行空間の整備を推進します。

また、駅周辺等における自転車・原動機付自転車の放置問題を解決するため、放置自転車等の撤去を行う市町村や関係機関・団体等と連携し、放置自転車等の整理・撤去の推進を図ります。

加えて、県有施設へのシェアサイクルポートの設置など、市町村におけるシェアサイクル導入等の取組を支援します。

さらに、自転車駐車場等の整備促進のため、国の補助金・交付金を活用して市町村が行う自転車駐車場やシェアサイクルポートの整備を支援します。

10 高度道路交通システム(ITS)の活用

関係機関	関東地方整備局、県警察本部
------	---------------

最先端の情報通信技術等を用いて交通管理の最適化を図るため、光ビーコンの機能を活用して UTMS の整備を行うことにより高度道路交通システム(以下、「ITS (Intelligent

Transport Systems)」という。)を推進します。

11 交通需要マネジメントの推進

(1) 自動車の効率的利用の促進

関係機関	関東運輸局、県産業労働部
------	--------------

円滑で安全な道路交通の確保に資するため、相乗りや、混雑時間や混雑箇所を避けた自動車利用を促す等、自動車の効率的な利用を進めるとともに、置き配や宅配ボックスを活用した宅配便の再配達削減に資する取組等による物流効率化を推進します。

(2) 公共交通機関の利用の促進

関係機関	関東運輸局、県企画財政部、県警察本部
------	--------------------

誰もが安心してバスや鉄道等の公共交通を利用できるよう、ノンステップバスの導入促進、バスロケーションシステム（バスの運行状況をリアルタイムで把握し、停留所や携帯電話等にバスの運行状況を提供するシステム）の整備、駅のエレベーター設置等による利便性の向上を進め、利用者の安全を確保するとともに、パークアンドライド（鉄道駅等に自家用車を駐車して公共交通機関に乗り継ぐ形態）等、自動車から公共交通への利用転換を推進します。

また、都市部における円滑な道路交通を確保するため、交通管制システムの機能の拡充や公共車両優先システム（PTPS（Public Transportation Priority Systems））の運用を継続するとともに、これらと連携した道路整備に合わせて、公共輸送機関の優先対策を推進します。

12 災害に備えた道路交通環境の整備

(1) 災害に備えた道路の整備

関係機関	関東地方整備局、県県土整備部
------	----------------

地震、豪雨・豪雪等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通を確保することとし、豪雨災害や地震等の大規模災害発生時においても、被災地の救援活動や緊急物資輸送に不可欠な緊急輸送道路の機能を確保するため、代替道路等の整備や橋梁の耐震化等を推進します。

また、災害発生時に、避難場所等として地域防災計画等に位置付けられている「道の駅」については、防災機能の強化を図り、防災拠点としての活用を推進します。

さらに、ミッシングリンクの解消や高速道路の4車線化、一般道の防災課題解消などを推進し、災害に強い道路ネットワークを構築します。

(2) 災害に強い交通安全施設等の整備

関係機関	県県土整備部、県警察本部
------	--------------

地震、豪雨・豪雪等による災害が発生した場合においても安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通監視用カメラ、道路情報提供装置等の交通安全施設の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため、予備電源として自動起動式交通信号用発電機の整備を推進します。

(3) 広域交通管制システムの推進

関係機関	県警察本部
------	-------

オンライン接続により交通管制センターから詳細な交通情報をリアルタイムで警察庁に送信し、広域的な交通管理に活用する「広域交通管制システム」の的確な運用を推進します。

(4) 災害発生時における交通規制

関係機関	県警察本部
------	-------

災害発生時は、必要に応じて緊急交通路を確保し、それに伴う混乱を最小限に抑えるため、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施します。

また、災害対策基本法による通行禁止等の交通規制を的確かつ迅速に行うため、信号制御により被災地への車両の流入を抑制するとともに、迂回指示・広報を行います。

併せて、災害の状況や交通規制等に関する情報を交通情報板等による提供や災害発生時における混乱を最小限に抑える観点から、道路管理者と連携し、交通量等が一定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の活用を図ります。

(5) 災害発生時における情報提供の充実

関係機関	関東地方整備局、熊谷地方气象台、県県土整備部、県警察本部
------	------------------------------

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の

提供等に資するため、地震計、交通監視用カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、ICTを活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進します。

また、災害発生時には、警察や道路管理者が保有するプローブ情報や、民間事業者が保有するプローブ情報から運行実績情報を生成し提供することで、災害時における交通情報の提供を推進します。

13 総合的な駐車対策の推進

(1) きめ細かな駐車規制の推進

関係機関	県警察本部
------	-------

地域住民等の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進します。

また、駐車許可等の制度を適切に運用するとともに、駐車許可等を受けた車両に対して、横断歩道の前後5メートル以内等、法定の道路の部分については、交通の安全性等の観点から駐車等が禁止されていることの周知徹底を図ります。

(2) 違法駐車対策の推進

関係機関	県警察本部
------	-------

違法駐車の状態、住民からの要望等を勘案し決定された駐車監視員活動ガイドライン内での、駐車監視員による放置駐車確認業務を推進するとともに、道路環境等の変化に応じてガイドラインの見直しを図ります。

さらに、駐車違反管理システムを効果的に運用して、運転者の責任を迫するとともに、使用者に対する放置違反金納付命令及び繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対する使用制限命令の積極的な活用を図ります。

(3) 駐車場等の整備

関係機関	県都市整備部
------	--------

駐車施設等の整備については、駐車場整備に関する調査を推進し、自動車交通が混雑する地区等において、駐車場整備地区の指定を促進するとともに、当該地区において計画的、総合的な駐車対策を行うため、駐車場整備計画の策定を促進します。

また、大規模な建築物に対し、駐車施設の整備を促進します。

(4) 違法駐車を排除する気運の醸成・高揚

関係機関	県民生活部、県警察本部
------	-------------

違法駐車防止気運の醸成・高揚については、違法駐車排除及び適正な自動車の保管場所の確保等に関し、県民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体、地域交通安全活動推進委員と連携して、住民の理解と協力を得ながら気運の醸成・高揚を図ります。

さらに、適正な保管場所の確保と格納の徹底を図るため、保管場所管理システムを活用して保管場所の調査を迅速かつ適正に実施します。

(5) ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

関係機関	県産業労働部、県警察本部
------	--------------

既存駐車施設等の活用促進については、駐車場案内・誘導システムによる駐車施設の位置や満空情報の提供、公共施設附置駐車場の休日一般開放等、既存駐車場の有効利用を図るほか、パーキング・メーター等の適正な運用を図ります。

また、駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域の駐車管理構想を見直し、道路環境、交通実態、地域の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業者等による自主的な取組を促進するとともに、違法駐車取締り、積極的な広報・啓発活動等のハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進します。

14 道路交通情報の充実

(1) 交通管制システムの充実・高度化

関係機関	関東総合通信局、県警察本部
------	---------------

ITSの一環として、路車協調技術の推進、並びに運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSやETC2.0の整備・拡充を積極的に推進します。

また、多様化する道路利用者のニーズに応じて、交通管制エリアの拡大等の交通管制システムの充実・高度化を図るほか、交通規制情報のデータベース化を推進します。

(2) 道路交通情報の充実に資する機器の整備等

関係機関	県警察本部
------	-------

道路利用者に対し、必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、光ビーコン、交通監視用カメラ、車両感知器等の整備による情報

収集・提供体制の充実を図ります。

(3) 自動運転の実用化に資する交通環境の構築

関係機関	県警察本部
------	-------

自動運転の実用化に資する交通環境の構築のため、交通情報収集・交通情報収集提供装置等の交通管制及び信号機の情報化に資する事業を推進します。

(4) 分かりやすい道路交通環境の確保

関係機関	関東地方整備局、県県土整備部、県警察本部
------	----------------------

時間別・車種別等の交通規制の実効を図るための視認性に優れた高輝度化標識等の整備を推進し、英語併記が可能な規制標識の整備の推進等により、国際化の進展への対応に努めます。

また、主要な幹線道路の交差点及び交差点付近においてルート番号等を用いた案内標識の設置等を行うことにより、系統的で誰にも分かりやすい案内標識の整備を推進します。

15 その他の道路交通環境の整備

(1) 道路占用及び道路使用の適正化

関係機関	関東地方整備局、県県土整備部、県警察本部
------	----------------------

ア 道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の順守、占用物件等の維持管理の適正化について指導します。

さらに、道路における駐車場所、交通規制及び道路使用許可に関する調査等、県交通安全活動推進センターが行う事務の充実について指導・監督を強化し、道路使用の適正化を図ります。

イ 不法占用物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施します。

ウ 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整します。

(2) 休憩施設等の整備の推進

関係機関	関東地方整備局、県県土整備部
------	----------------

過労運転に伴う事故を防止するため、関係機関と連携して「道の駅」等の休憩施設の整備を推進します。

(3) こどもの遊び場等の確保

関係機関	県都市整備部、県教育局
------	-------------

こどもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故を防止するとともに、都市における良好な生活環境づくり等を図るため、社会資本整備重点計画等に基づき、住区基幹公園等の整備を推進します。

さらに、繁華街、小住宅集合地域、交通頻繁地域等、こどもの遊び場等の環境に恵まれない地域またはこれに近接する地域に、優先的に、主として幼児及び小学校低学年児童を対象とした児童館及び児童遊園を設置するとともに、公立の小学校、中学校及び高等学校の校庭及び体育施設、社会福祉施設の園庭等の開放の促進を図ります。

(4) 道路法に基づく通行の禁止又は制限

関係機関	関東地方整備局、県県土整備部
------	----------------

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行います。

また、危険物を積載する車両のトンネル等の通行の禁止又は制限及び道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導取締りの推進を図ります。

(5) 道路法非適用道路に係る交通安全施設の整備

関係機関	県農林部
------	------

農道や森林管理道等の道路法が適用されない道路については、状況に応じて防護柵や

道路反射鏡その他これらに類する交通安全施設等の整備を推進します。

また、建設中の道路については、関係車両以外の通行を制限する措置を講じます。

森林管理道等については、レクリエーションを目的とする都市住民等の利用のほか、自転車利用者の増加も見込まれることを念頭に、注意喚起看板や落石防止柵等の安全施設を設置する等事故防止に努めます。

(6) 交通公害の防止

関係機関	関東運輸局、県環境部
------	------------

自動車を原因とする大気汚染や騒音・振動等の交通公害を防止するため、法律や条例に基づく規制や低公害車への買い換え促進を図るとともに、アイドリング・ストップの実施や、急発進・急加速の防止等のエコドライブを推進します。

また、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図り、地球温暖化の防止に努めます。